

「現場施工型優良断熱施工システム認定制度」の開始について

●認定制度の設立の背景

吹付け硬質ウレタンフォーム、吹込み用繊維質断熱材は、施工性に優れ、継目のない断熱層が得られる等の特長から、共同住宅の断熱材や天井の断熱材等として多く使用されています。

これらの吹付け・吹込み断熱材については原材料（ウレタン原液または小塊の繊維質断熱材を圧縮梱包したもの）は工場出荷の時点で JIS[※]により一定の品質が担保されていますが、建築現場で専門の施工業者による吹付け・吹込み施工により、断熱材の密度・厚さ等が定まるため、最終的な断熱性能は施工業者の施工の良否に大きく影響されます。また、施工の良否を完成外観から判断し難いため、低質な施工のチェックが難しいという問題もあります。

このような状況から、一定の能力のある施工業者に正しい施工管理を普及させ、それを対外的に表示することで吹付け・吹込み断熱材の信頼性を高めることを目的として、当財団では本施工システムの認定制度を開始することとなりました。

- ※ JIS A 9526 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム
- JIS A 9523 吹込み用繊維質断熱材

●認定制度の内容

JIS を取得している吹付け・吹込み断熱材について、各断熱材メーカーからの申請に基づき、IBEC において以下の項目を審査し一定の水準に達したものを優良断熱施工システムとして認定します。

- ① 施工方法、管理方法等のマニュアルの内容及びその周知方法
- ② 断熱材メーカーと施工業者の責任分担及び協力体制
- ③ 施工業者における工事記録作成とその保管ルール
- ④ その他施工業者の管理方法 等

●期待する効果

断熱材メーカーが適正な施工マニュアルをもとに施工業者を管理し、適正な断熱施工であることを第三者に対して表示することにより、吹付け・吹込み断熱材及び、その施工に対して品質・信頼が高まることが期待されます。

また、認定された、断熱材及び断熱材メーカーが指定した指定施工業者について、IBEC のホームページで公表し、認定対象の断熱施工の普及に努めます。

- 申請受付： 第 1 回 平成 28 年 7 月～ 9 月 30 日
(年間に複数回の受付を予定)

(一財)建築環境・省エネルギー機構